

物品の購入、役務の提供等における電子契約について

総務事務集中課

①物品の購入、役務の提供等の契約は、次の契約手続きのいずれかを選択
することができます。

- ・電子契約（事業者署名型電子契約システムを利用して行う電子契約）
- ・紙の契約書（従前どおり）

※ただし、教育庁（県立学校含む）及び警察本部の調達する案件は、電子契約を選択
できません。

②電子契約を希望する場合は、実施機関に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」
の提出をお願いします。

《「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出方法》

提出方法	電子メールで送信（Word ファイル） ・メールの件名を「【事業者名】電子契約同意書の提出」としてください。
提出時期	落札決定後速やかに
提出先	個別公告の「実施機関（問い合わせ等）」に記載のメールアドレス、担当者あて